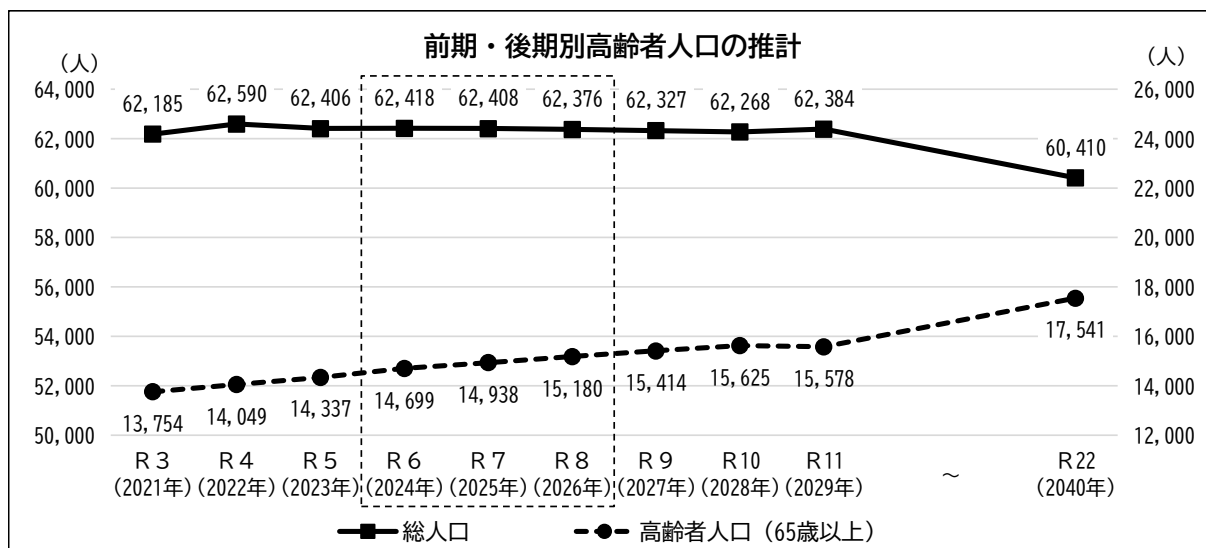


第4章 計画の基本的な考え方

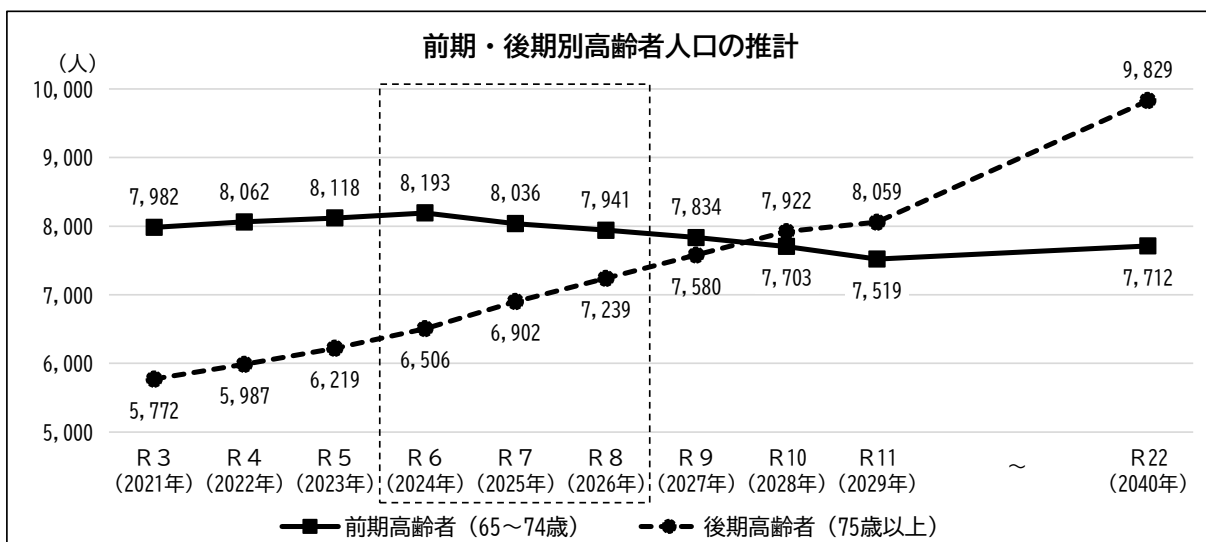
1. 中長期的な高齢者人口動向

(1) 高齢者の状況の中長期の想定

本市における総人口及び高齢者人口の推計をコーホート変化率法により、本計画期間の(令和6年～8年)と次期10期計画期間の(令和9年～11年)を算出しました。長期的な推計となる令和22年については、国立社会保障・人口問題研究所による推計結果となっています。結果としては、総人口は令和6年の62,418人から微減傾向で推移し、令和8年に62,376人となっています。高齢者人口は、令和6年14,699人から増加傾向で推移し令和8年には15,180人となっています。



前期・後期高齢者の人口の動向は、現時点と同様に本計画期間内の令和6年～8年にかけては前期高齢者数が多い傾向となります。次期計画期間の令和9年～11年には、逆転して後期高齢者数が上回り、以降その傾向が続くことから、介護需要の増大が想定されます。



2. 基本理念

基本理念:生きがいに満ちた 健やかな長寿 つながりの豊かなまち

人生を意義あるものとするためには、高齢者自身の希望に応じ、その人の意欲と能力を発揮して、健康で生きがいに満ちた生活を最期まで送ることが望まれます。

そのためには、高齢者のみではなく、

- ①若年者も含めたすべての人が「自身の健康に留意し、自ら努力していくこと(自助)」
- ②地域に住む人びとが「協力してお互いに支え合うこと(共助)」
- ③行政機関が「市民と地域社会の様々な団体の間に立ち、連携を取ることで(公助)」

が必要となります。

「地域包括ケアシステムのさらなる深化」や「地域共生社会の実現」を踏まえた取り組みを推進することで、「高齢者が可能な限り住み慣れた場所で、その人らしい人生を送ることができる地域」になることを目指します。

このため、高齢者が「生きがいを持つこと」「健康長寿であること」「地域につながりがあること」をあるべき姿とし、基本理念に掲げます。

○本計画の基本理念は、2025年の将来像を意識して第6期計画から引き継がれてきました。この基本理念は、第9期計画(2024～2026年)までの将来像というものではなく、本市の目指す普遍的な将来像であることから、第9期計画においても上記の基本理念を継続して掲げます。

3. 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、これまでの計画を継承しながら、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1. 暮らしを包括的に支える環境の整備

(相談支援体制、介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など)

- ・支援を要する方に対する介護、医療、住環境等において、包括的に支える施策について、「基本目標1」に位置づけます。

基本目標2. 健康的で、いきいきと活動できる環境の整備

(健康づくり、介護予防の推進、自立支援・援助の充実、生きがいづくりなど)

- ・健康づくりをはじめ、介護予防の推進、自立支援と、それに伴う生活援助、いきがいづくり、交流や社会参加に係る施策について、「基本目標2」に位置づけます。

基本目標3. 安心して暮らすための環境の整備と体制づくり

(安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実)

- ・地域で支える仕組みづくり・体制構築及び支援(生活支援)等について、「基本目標3」に位置づけます。

4. 重点目標

重点目標は、国の掲げる「地域包括ケアシステムの推進」をさらに推し進める観点から、第7期計画から引き続き以下の重点目標を継承します。

◆重点目標

高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進

◆地域包括ケアシステムの取組み推進図(イメージ図)



5. 施策の体系(高齢者福祉計画に係る施策)

基本理念

生きがいに満ちた 健やかな長寿 つながりの豊かなまち

重点目標

高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進

基本目標1	基本目標2	基本目標3
暮らしを包括的に支える環境の整備 (相談支援体制、介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など)	健康的で、いきいきと活動できる環境の整備 (健康づくり、介護予防の推進、自立支援・援助の充実、生きがいづくりなど)	安心して暮らすための環境の整備と体制づくり (安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実)
(1)相談支援体制の充実(新) ①地域包括支援センターの拡充 ②専門職の資質の向上(新) ③関係機関の連携強化(新)	(1)生活習慣病の予防及び健康の取り組み推進 ①健康診査等の充実 ②生活習慣病予防の周知・啓発 ③中高年の運動の促進	(1)高齢者の見守り活動の推進 ①地域の見守りネットワーク体制の構築 ②緊急通報システム事業の継続 ③福祉電話設置事業の継続
(2)権利擁護の推進(新) ①虐待の早期発見と防止 ②成年後見制度の利用促進 ③日常生活自立支援事業 ④消費者被害防止の推進(新)	(2)高齢者の健康づくりと介護予防の推進 ①介護予防普及啓発事業の実施 ②願寿館教室の実施 ③地域デイサービスの推進 ④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進	(2)認知症対策の推進 ①認知症の理解促進と市民への周知 ②認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充 ③認知症支援のネットワークづくり ④認知症の人及び家族介護者への支援
(3)在宅医療・介護連携の推進による環境整備 ①在宅医療と介護連携の推進 ②看取り・ターミナルケアの普及促進	(3)高齢者の自立支援＝介護予防・生活支援サービス事業の推進 ①訪問型サービスの推進 ①-1)訪問介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施 ①-2)訪問型サービス A(市基準による自立型サービス)の実施 ①-3)訪問型サービス B(生活応援隊)の実施 ②通所型サービスの推進 ②-1)通所介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施 ②-2)通所型サービス A(市基準による自立型サービス)の実施 ②-3)通所型サービス B(住民主体による団体等への支援)の実施 ③生活支援サービス(配食サービス)の実施 ④介護予防ケアマネジメントの実施	(3)在宅生活に係る支援事業の推進 ①介護用品支給事業 ②家族介護慰労金助成事業
(4)認知症の早期対応による包括的支援 ①認知症初期集中支援チームによる支援の充実 ②認知症地域支援推進員による支援体制の強化		(4)地域における生活支援の体制づくりの推進 ①生活支援コーディネーター及び就労支援コーディネーターの活用 ②協議体の運用と生活支援に係るネットワーク構築
(5)包括的な生活支援サービスの推進 ①生活支援におけるコーディネート推進		(5)移動手段の確保、交通手段の充実 ①送迎バス活用事業の継続 ②外出支援サービス事業の継続 ③新たな交通手段の整備促進
(6)介護保険サービスの質の向上 ①介護サービス事業所への指導及び監査 ②ケアマネジメント力の資質向上 ③介護人材の確保及び介護サービス事業所の負担軽減等(新) ④リハビリテーション提供体制の強化	(4)介護予防拠点の基盤整備 ①介護予防拠点の基盤整備	(6)災害や感染症対策の推進 ①地域での防災体制の充実 ②要配慮者支援策の推進 ③業務継続計画(BCP)の策定支援(新) ④救急医療情報キットの普及促進 ⑤感染症対策の推進
(7)施設サービスの基盤整備に係る対策 ①地域密着型サービス等の整備充実 ②事業所等の新規の指定申請に対する対応	(5)生きがいづくりの推進 ①スポーツ・文化活動・生涯学習等の活動の推進 ②シルバー人材センターの活用促進 ③世代間交流の機会拡充 ④糸満市版長寿大学の実施 ⑤敬老会助成及び敬老祝金支給 ⑥老人クラブ活動の促進	(7)ボランティア活動の推進と連携 ①ボランティアの養成と活動支援の強化 ②ボランティアポイント制度事業の導入
(8)介護給付の適正化等の推進 ①介護給付等費用適正化事業の強化 ②介護認定調査の円滑な実施(新)		
(9)包括的に支える住環境の整備 ①市営住宅の整備における住環境対策 ②有料老人ホーム等の質の確保 ③養護老人ホームの入所措置の実施		

6. 重点施策

本市における高齢者施策については、基本理念である「生きがいに満ちた 健やかな長寿 つながりの豊かなまち」及び重点目標の「高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進」に基づいて、取り組みを進めていくものです。

その中で、国の施策の動向をはじめ、本市のこれまでの取り組み、高齢者の将来動向、各アンケート調査結果などを踏まえ、高齢者ができる限り元気で過ごせるための「予防対策の充実」、たとえ介護が必要になった場合でも安心できる「相談」と「サービス」、住み慣れた地域で暮らし続けられるための「地域づくり」の4つの視点に基づく取り組みを第9期計画期間(令和 6～8年度)における重点施策として設定します。

「予防対策の充実」の視点

○健康づくりと介護予防の推進(フレイル対策、介護予防の取り組み)

「相談支援体制の充実」の視点

○地域包括支援センターの拡充

「サービスの充実」の視点

○介護保険サービスの質の向上と計画的な基盤整備

「地域づくり」の視点

- 高齢者の見守り活動の充実
- 認知症対策の推進
- ボランティア活動の推進と連携

7. 第9期計画における数値目標

第9期計画における数値目標

基本目標	目標	成果指標項目	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
【基本目標1】 暮らしを包括的に支える環境の整備	地域包括支援センターの拡充	地域包括支援センターの設置箇所数	直営 1か所 委託 2か所	地域型 3か所目の公募
	認知症地域支援推進員による支援体制の強化	認知症カフェ開催箇所数	1か所	2か所
	介護サービス事業所への指導及び監査	運営指導箇所数	5か所	5か所
	介護人材の確保	処遇改善加算取得率	94.3%	100%
		事業所等表彰制度の導入	－	実施100%
	地域密着型サービス等の整備充実	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備数	－	1事業所 (令和7年度整備)
	介護給付等費用適正化事業の強化	ケアプランの点検数	10件	24件 (2件×12月)
		医療情報との実合・縦覧点検率	100%	100%
		介護給付費通知発送回数	4回	2回
【基本目標2】 健康的で、いきいきと活動できる環境の整備	願寿館教室の実施	一般介護予防事業利用者全体総数	1,166人	1,800人
	地域デイサービスの推進			
	健康診査等の充実	特定健診の受診率	35.6%	48%
		特定保健指導の実施率	72.3%	60%
	スポーツ・文化活動・生涯学習等の活動の推進	市民講座等の件数	41件	70件
		出前講座の件数	17件	19件
	介護予防拠点の基盤整備	介護予防拠点数	45か所	50か所
	介護予防普及啓発事業の実施	フレイル予防に関する講話等の開催箇所数	8か所	12か所
【基本目標3】 安心して暮らすための環境の整備と体制づくり	認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充	認知症サポーター数	4,925人	6,350人
	地域での防災体制の充実(自主防災組織の結成促進等)	自主防災組織数	13組織	18組織

8. 日常生活圏域の設定について

基本理念にある「つながり」や重点目標の「地域包括ケアシステム」を構築するためには、地域づくりがとても重要となります。市では、地域のつながりや地域包括ケアシステムの推進について、以下の圏域設定により進めていきます。

(1) 圏域と地域ネットワークの展開

一人暮らし高齢者の増加にともない、地域での見守り活動等の必要性が増えています。しかし、市役所で各地域のすべてについて状況把握を行い、きめ細かな対応を図ることは困難となっています。

このため、行政、関係機関、地域が協働しながらサービスや支え合いを実施していくネットワーク体制を構築します。

■圏域のあり方

	規模、単位	主な内容
小規模な圏域	字・自治会	地域デイサービス、見守り支援、地域の相談支援
中規模な圏域	中学校区	地域密着型サービス、第2層協議体の運営
	日常生活圏域	地域包括支援センター、介護予防・日常生活支援総合事業
大規模な圏域	市	高齢者福祉サービス、介護保険サービス、介護予防、第1層協議体の運営

(2) 日常生活圏域について

市では、日常生活圏域を5つに設定し、圏域ごとに地域把握や事業展開を図ってきました。第9期計画においても現在の5圏域において、介護予防・日常生活支援総合事業の実施や地域包括支援センターによる高齢者の実態把握・相談等の対応に取り組めます。

	行政区	高齢者数	高齢化率
糸満圏域	字糸満全域	2,752 人	25.9%
西崎圏域	西崎、西川町、潮平、阿波根	4,074 人	19.2%
兼城圏域	照屋、兼城、座波、賀数、北波平、武富	3,146 人	20.8%
高嶺圏域	豊原、与座、大里、国吉、真栄里、潮崎町	1,816 人	22.2%
三和圏域	真壁、宇江城、真栄平、新垣、伊敷、名城、小波蔵、糸洲、南波平、喜屋武、束里、福地、山城、伊原、米須、大度、摩文仁	2,549 人	34.9%

令和5年9月30日現在

< 糸満市の日常生活圏域区分 >

